

火 災 の 予 防

予防行政の目的は、火災発生時の被害軽減を図ることであり、目的を達成するため、建築確認等の同意、予防査察、防火管理の徹底、幼年消防クラブ員の育成、危険物規制等の業務を実施しています。

さて、近年の建築物の高層化、複雑化は、災害の危険因子をますます多様化させており、その危険性が著しく増大しています。個人住宅においては全ての住宅に住宅用火災警報器の設置及び維持を義務付ける改正消防法が平成18年6月から施行されたことにより、住宅用火災警報器が普及することで火災による死者数の減少が期待されます。しかし、住宅火災における死者のうち約7割が65歳以上の高齢者で占めており、近年の高齢化の進展とともにこの割合のさらなる増加が懸念されます。

このような状況において消防は、事業所等に対しては、火災予防の徹底を図るため予防査察等により法令を遵守させ、個人住宅にあっては、より一層の住宅火災による死者軽減のため、住宅用火災警報器の設置及び維持をはじめとした火災予防の啓発活動を行い、「火災のない安全な街づくり」を目指します。

防火対象物の現況

全ての防火対象物のうち、不特定多数の者が出入りし、人命危険が高い特定防火対象物数は671棟、このうち雑居ビルが305棟となっています。また、中高層建築物で最も高い建築物は17階建ですが、8割は6階以下の建築物で占められています。

1. 署別防火対象物の現況

H26.3.31日現在

用途			区分	本部	南署	北署	総数
総			数	374	1,362	740	2,476
1	イ	映 画 館 劇 場		3			3
	ロ	公 会 堂 ・ 集 会 場		8	41	32	81
2	イ	キ ャ ハ ー レ ・ ナ イ ト ク ラ ブ					
	ロ	遊 技 場		8	3		11
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等					
	ニ	カ ラ オ ケ ボ ッ ク ス 等			1	1	2
3	イ	待 合 ・ 料 理 店					
	ロ	飲 食 店		1	26	21	48
4		百 貨 店 ・ マ ー ケ ッ ト 等		12	48	31	91
5	イ	旅 館 ・ ホ テ ル		3	3	3	9
	ロ	寄 宿 舎 ・ 共 同 住 宅		82	570	259	911
6	イ	病 院 ・ 診 療 所		10	7	18	35
	ロ	老人短期入所施設・養護老人ホーム等		13	7	8	28
	ハ	老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム等		1	22	17	40
	ニ	幼稚園又は特別支援学校		1	8	9	18
7		学 校		90	10	2	102
8		図 書 館			1	5	6
9	イ	蒸 気 ・ 熱 気 浴 場					
	ロ	公 衆 浴 場			2		2
10		車 両 の 停 車 場			1	4	5
11		神 社 ・ 寺 院 ・ 教 会			20	19	39
12	イ	工 場 ・ 作 業 場		22	182	33	237
	ロ	映 画 ・ テ レ ビ ス タ ジ オ					
13	イ	車 庫 ・ 駐 車 場		18	20	10	48
	ロ	飛 行 機 格 納 庫					
14		倉 庫		17	49	9	75
15		前各項に該当しない事業所		39	118	92	249
16	イ	特 定 複 合 用 途 対 象 物		42	142	121	305
	ロ	一 般 複 合 用 途 対 象 物		4	78	34	116
16の2		地 下 街					
16の3		準 地 下 街					
17		文 化 財 等			3	12	15
18		延 長 50m 以 上 の ア - ケ - ト					

2. 中高層建築物

H26.3.31現在

用途 \ 設備	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	14階	15階以上	総数
総数	216	174	52	33	27	10	10	3	4	1	6	4	540
映画館・劇場	1												1
公会堂・集会場	1												1
キャバレー・ナイトクラブ													0
遊技場	1												1
性風俗関連特殊営業を営む店舗等													0
カラオケボックス等													0
飲食店	2		1										3
百貨店・マーケット等	5	2											7
旅館・ホテル	1	1											2
共同住宅	71	100	28	21	17	7	8	1	4	1	4	1	263
病院・診療所		5	1	1	1								8
老人短期入所施設・養護老人ホーム等	7	3	1										11
老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム等		1											1
幼稚園等	1												1
学校	21	2											23
図書館・美術館			1										1
工場・作業場	6												6
自動車車庫・駐車場	2	2	1										5
倉庫	1		1										2
前各項に該当しない事業所	18	8	3	3	1								33
特定複合用途対象物	56	32	12	7	3	2	2	2			1	3	120
一般複合用途対象物	22	18	3	1	5	1					1		51

建築許可等の同意

建築物の新築、増築、改築、用途変更等について建築主事等は許可、認可又は確認をする場合、消防長又は消防署長の同意を得ることが義務づけられています。

これは建築物の設計の段階で、法令の防火に関する規定に適合しているか否かを審査するもので、火災予防上極めて重要なものです。

1. 年別建築同意処理件数

種別	年別	21年	22年	23年	24年	25年
同意		73	102	90	105	70
審査不能		0	0	0	0	0

2. 用途、署別建築同意状況

H25.4.1～H26.3.31

用途	区分	本部	南署	北署	総数
総 数		16	34	20	70
1	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場				
	ロ 公会堂又は集会場	1			1
2	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブの類				
	ロ 遊技場又はタンスホール				
	ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗等				
	ニ カラオケボックス等				
3	イ 待合、料理店の類				
	ロ 飲食店		3	2	5
4	百貨店、マーケット、その他物品販売業を営む店舗等	1	3		4
5	イ 旅館、ホテル又は宿泊所				
	ロ 寄宿舍、下宿又は共同住宅	1	10		11
6	イ 病院、診療所又は助産所	1		1	2
	ロ 老人短期入所施設・養護老人ホーム等	1		1	2
	ハ 老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム等		1	1	2
	ニ 幼稚園又は特別支援学校				
7	小学校、中学校、高等学校、大学又は各種学校	3			3
8	図書館、博物館、美術館の類				
9	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場の類				
	ロ イに掲げる公衆浴場以外のもの				
10	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場				
11	神社、寺院、教会の類			2	2
12	イ 工場、作業場	1			1
	ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ				
13	イ 自動車車庫又は駐車場	1		1	2
	ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫				
14	倉庫	3	7	2	12
15	前各項に該当しない事業所		2	3	5
16	イ 特定複合用途防火対象物	3	6	1	10
	ロ イ以外の複合用途防火対象物		2	1	3
住 宅				5	5
エレベーター・工作物					

予 防 査 察 等

消防本部及び消防署では、防火対象物の消防用設備等の設置状況、維持管理、火気の使用及び取扱い状況、防火管理体制等の状況を検査して、実態を把握し関係者に対し火災予防上適切な指導・指示を行い不備欠陥事項の是正をはかり火災の未然防止に努めています。

1. 予防査察実施状況

H25.4.1～H26.3.31

用途			区分	対象物数	査察件数			
					本部	南署	北署	総数
総 数				2,476	185	178	309	672
1	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場		3	2			2
	ロ	公会堂又は集会場		81	2	8	18	28
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブの類						
	ロ	遊技場又はタンスホール		11	9			9
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等						
	ニ	カラオケボックス等		2			1	1
3	イ	待合、料理店の類						
	ロ	飲食店		48		5	14	19
4		百貨店、マーケット、その他物品販売業を営む店舗等		91	14	21	11	46
5	イ	旅館、ホテル又は宿泊所		9	2	1	3	6
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅		911	33	55	82	170
6	イ	病院、診療所又は助産所		35	13	1	2	16
	ロ	老人短期入所施設、養護老人ホーム等		28	13	8	11	32
	ハ	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム等		40	1	20	10	31
	ニ	幼稚園又は特別支援学校		18	2	8	5	15
7		小学校、中学校、高等学校、大学又は各種学校		102	19	1	1	21
8		図書館、博物館、美術館の類		6			3	3
9	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場の類						
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外のもの		2				
10		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場		5			1	1
11		神社、寺院、教会の類		39			7	7
12	イ	工場、作業場		237	1	5	11	17
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ						
13	イ	自動車車庫又は駐車場		48	12			12
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫						
14		倉庫		75	3			3
15		前各項に該当しない事業所		249	18	6	23	47
16	イ	特定複合用途防火対象物		305	40	35	87	162
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物		116	1	1	5	7
16の2		地下街						
16の3		準地下街						
17		重要文化財、重要民族資料、史跡等の建造物		15		3	14	17
18		延長50メートル以上のアーケード						
19		市町村長の指定する						
20		総務省令で定める舟車						

2. 消防用設備等設置状況

設備 用途			総 数	屋 内 消 火 栓 設 備 (動 力 消 防 ポ ン プ 含 む)	ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	水 噴 霧 消 火 設 備 等	屋 外 消 火 栓 設 備	自 動 火 災 報 知 設 備	ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備	漏 電 火 災 警 報 器	消 防 機 関 へ 通 報 す る 火 災 報 知 設 備	非 常 警 報 設 備	避 難 器 具	誘 導 灯	消 防 用 水	排 煙 設 備	連 結 散 水 設 備	連 結 送 水 管	非 常 コ ン セ ン ト	無 線 通 信 補 助 設 備
総数			3,595	220	57	177	14	1,016	6	143	65	470	456	816	9	11	5	113	17	0
1	イ	映 画 館 劇 場	15	2	1	1		3			1	3		3		1				
	ロ	公 会 堂・集 会 場	177	1		1		24		2		57	17	75						
2	イ	キャハ'レー・ナイトクラブ'																		
	ロ	遊 技 場	46	5	1	5		11				10	3	11						
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等																		
3	イ	待 合・料 理 店																		
	ロ	飲 食 店	103					26		2		18	8	49						
4		百貨店・マーケット等	199	7	10	10		51		1		22	7	84		5		2		
5	イ	旅 館・ホ テ ル	28	3		1		4		2	2	6	2	8						
	ロ	寄 宿 舎・共 同 住 宅	939	38		63		311		113	3	69	208	50				71	13	
6	イ	病 院・診 療 所	111	5	8	3	1	14	2	1	9	18	11	34				5		
	ロ	養護老人ホーム等	121		22	1		27			27	10	5	27				2		
	ハ	老人デイサービス等	87	1				24		2	10	6	10	34						
	ニ	幼 稚 園 等	39	2				18				2	8	9						
7		学 校	235	55				76				54	37	12				1		
8		図 書 館	11	2		1		4				1		2			1			
9	イ	蒸 気・熱 気 浴 場																		
	ロ	公 衆 浴 場	3							1		1		1						
10		車 両 の 停 車 場	3					2				1								
11		神社・寺院・教会	37	1		1		4		2		17	3	9						
12	イ	工 場・作 業 場	178	39		7	3	90		3	2	5	2	25	2					
	ロ	映画・テレビスタジオ																		
13	イ	車 庫・駐 車 場	67			31		22				4		8		1		1		
	ロ	飛 行 機 格 納 庫																		
14		倉 庫	46	6		2	4	22		2				8	1			1		
15		前各項に該当しない事業所	325	32		19	2	83				62	25	89	4		4	5		
16	イ	特定複合用途対象物	700	19	15	30	4	167	4	10	11	85	86	241	2	4		19	3	
	ロ	一般複合用途対象物	108	2		1		20		2		18	23	35				6	1	
16の2		地 下 街																		
16の3		準 地 下 街																		
17		文 化 財 等	11					11												
18		延長50m以上のアーケード																		

防 火 管 理

消防法では、学校、病院、工場、百貨店等一定の防火対象物に、防火管理者を選任し、消防計画の作成及び消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱に関する監督並びに収容人員の管理など、防火上必要な業務を行うことを義務付けしています。また、消防機関が実施する防火管理に関する講習会は、防火管理者の新規養成や再講習の実施など適切な防火管理を実施するうえで重要な位置付けとなっています。

1. 防火管理者、消防計画を必要とする対象物及び届出状況

H26.3.31現在

用途			区分	防火管理者				消防計画 届出数
				必要対象物		選任対象物		
				甲	乙	甲	乙	
総 数				689	133	589	113	686
1	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	2		2		2	
	ロ	公会堂又は集会場	30	39	24	36	58	
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブの類						
	ロ	遊技場又はダンスホール	11		11		11	
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等						
	ニ	カラオケボックス等	1		1		1	
3	イ	待合、料理店の類						
	ロ	飲食店	25	20	23	16	39	
4		百貨店、マーケット、その他物品販売業を営む店舗等	46	12	43	10	53	
5	イ	旅館、ホテル又は宿泊所	5		4		4	
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	182	1	153	1	149	
6	イ	病院、診療所又は助産所	11	2	11	2	13	
	ロ	老人短期入所施設・養護老人ホーム等	21	2	20	1	21	
	ハ	老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム等	22	6	22	6	28	
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	16		16		16	
7		小学校、中学校、高等学校、大学又は各種学校	30	1	27	1	28	
8		図書館、博物館、美術館の類	4		4		4	
9	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場の類						
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外のもの		2		2		
10		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場						
11		神社、寺院、教会の類	11	7	10	6	15	
12	イ	工場、作業場	20	3	19	2	21	
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ						
13	イ	自動車車庫又は駐車場	1		1		1	
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫						
14		倉庫						
15		前各項に該当しない事業所	55	12	49	11	59	
16	イ	特定複合用途防火対象物	177	23	131	16	143	
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	16	3	15	3	17	
16の2		地下街						
16の3		準地下街						
17		重要文化財、重要民族資料、史跡等の建造物	3		3		3	
18		延長50メートル以上のアーケード						

2. 防火管理者講習会実施状況

年次	防火管理新規講習				甲種防火管理再講習	
	甲種		乙種			
	回数	人員	回数	人員	回数	人員
平成23年	2	137	未実施		1	17
平成24年	2	136	未実施		1	9
平成25年	2	130	未実施		1	20

防火管理者は、消防法で定める一定の資格を必要とします。これを受け消防長が法令に基づいて行う講習会を毎年実施しています。



防火管理者講習会における避難訓練

幼 年 消 防 ク ラ ブ

子供の火遊びによる火災が依然として多く、そのほとんどが年少の子供によって発生していることから、幼年期に正しい防火知識を身につけ、将来における防火知識の普及を目的に結成されています。

	クラブ数	クラブ員数
幼年消防クラブ(幼稚園)	17	901

危 険 物

指定数量以上の危険物は、原則、市町村長等の許可を受けなければ製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所で貯蔵又は取り扱ってはなりません。そして、これら危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準や危険物施設内での貯蔵又は取扱の技術上の基準が消防法により規制されています。これは危険物火災等の災害が発生すれば、市民に多大な被害をおよぼす可能性が高いためです。そのため、消防職員は危険物による災害を未然に防止するために、危険物施設等の立入検査、危険物取扱者への保安教育の実施、危険物運搬時の安全確保するための指導等を実施しています。

1. 数量別危険物製造所等の数

H26.3.31現在

区分 倍数	製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所					総 計
		屋 内	屋 外 タンク	屋 内 タンク	地 下 タンク	簡 易 タンク	移 動 タンク	屋 外	給 油	第 一 種 販 売	第 二 種 販 売	移 送	一 般	
5 倍以下		13	1	1	19		6	1	5				4	50
5 倍超 10倍以下		7		1	4			2					9	23
10倍超 50倍以下	3	1	1		10		1	3	5				2	26
50倍超 100倍以下					3		11							14
100倍超 150倍以下					1		1							2
150倍超 200倍以下		2			1		1		4					8
200倍超 1000倍以下	2	1			1				14				1	19
1000倍以上														0
合 計	5	24	2	2	39	0	20	6	28	0	0	0	16	142



給油取扱所に埋設するタンクの検査

2. 製造所等に係る申請等受理状況

H25.4.1～H26.3.31

区分 申請・届出種別		総 数	製 造 所	貯蔵所							取扱所			
				屋 内	屋 外 タンク	屋 内 タンク	地 下 タンク	簡 易 タンク	移 動 タンク	屋 外	給 油	第 一 種 販 売	第 二 種 販 売	一 般
法 令 関 係	設 置 許 可 申 請 書	0												
	変 更 許 可 申 請 書	35	4	3	1		16		2		6			3
	仮 使 用 承 認 申 請 書	31	4	3			16				6			2
	完 成 検 査 申 請 書	41	5	3	1		21		2		5			4
	タンク検査済証再交付申請書	4							4					
	完成検査前検査申請書(水圧)	1					1							
	完成検査前検査申請書(水張)	0												
	譲 渡 引 渡 届 出 書	0												
	品名、数量、倍数変更届出書	1		1										
	廃 止 届 出 書	1									1			
	危険物保安統括管理者選任届	0												
	危険物保安統括管理者解任届	0												
	危険物保安監督者選任届出書	23		5							18			
	危険物保安監督者解任届出書	23		5							18			
	予 防 規 程 制 定 認 可 申 請 書	0												
	予 防 規 程 変 更 認 可 申 請 書	7									7			
市 規 則 関 係	仮貯蔵・仮取扱承認申請書	1												
	軽 微 な 変 更 届 出 書	39	3	5			7				19			5
	休 止 又 は 再 使 用 届 出 書	0												
	危 険 作 業 施 行 届 出 書	2			1	1								
	危険物取扱責任者選任届出書	7					4		1					2
	危険物取扱責任者解任届出書	7					4		1					2
	事 故 発 生 届 出 書	1									1			
	タンク検査済証再交付申請書	0												
	地下タンク等定期点検結果報告書	7					5				1			1
	点 検 実 施 計 画 書	0												
	前 記 以 外	41	2	5			11		1		18			4
合 計		272	18	30	3	1	85	0	11	0	100	0	0	23